

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第21号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇) 第15条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後16週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、当該期間内において5日を限度とする。</p> <p>(11)～(21) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(特別休暇) 第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあつては、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、当該期間内において5日を限度とする。</p> <p>(11)～(21) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条第1項第10号に規定する出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後16週間を経過する日までの期間（当該期間の初日を除く。）にこの規則の施行の日がある職員が同日前の当該期間に使用した改正前の第15条第1項第10号の特別休暇については、改正後の第15条第1項第10号の特別休暇として使用されたものとみなす。